

付
受 印

区使用欄

[illegible]

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分に限る）を添付してください。納税通知書は添付不要です。）
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市区町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。
4. 口座振替のご登録がある場合、納期限前でも切り替えられない場合がございます。ご了承ください。
5. 過年度の普通徴収分については、特別徴収への切替ができません。本人が納めるようお伝えください。

【提出先】〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 村民福祉課 税務係